

第4回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成30年11月19日(月) 18時45分～20時11分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階南側 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 報告

(1) 平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書
(平成30年3月発生事例)について

3 議事

(1) 児童虐待防止等に関する条例骨子(案)について

(2) 東京都児童福祉審議会提言(案)について

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、朝比奈委員、石坂委員、石田委員、磯谷委員、
榎沢委員、大竹委員、北井委員、栗林委員、駒村委員、
酒寄委員、市東委員、杉野委員、高橋委員、都留委員、野田委員、林委員、藤岡委員、
松本委員、宮田委員、村井委員、山下委員、山登委員、山本委員、横堀委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3-1 平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書
(平成30年3月発生事例) 【概要版】

資料3-2 平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書
(平成30年3月発生事例) 【全文】

資料4-1 子供への虐待防止等に関する条例案(仮称)の項目検討(概要)

資料 4 - 2 子供への虐待防止等に関する条例案（仮称）の項目検討

資料 5 - 1 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】

資料 5 - 2 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】

開 会

午後 6 時 4 5 分

○少子社会対策部計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから今期第 4 回の「東京都児童福祉審議会本委員会」を開催させていただきます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、また夜の会議にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を務めさせていただいております少子社会対策部計画課長の新倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて、失礼いたします。

まず、開会に先立ちまして、委員の方の御出席について報告させていただきます。

本審議会の委員数は、臨時委員を含め 38 名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員が 26 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員が 12 名でございます。このため、定足数に達することを御報告させていただきます。到着が少々遅れていらっしゃる委員がおられますが、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、これから始めさせていただきます。

最初に、お手元に配付いたしております会議資料の御確認をお願いいたします。

本日は、会議次第に記載してございますとおり、資料 1 から資料 5 - 2 までとなっております。万一、資料の不足等がございましたら、事務局職員にお声がけいただければと思います。よろしく願いいたします。

また、本日の審議会につきましては公開の扱いとなっております。後日、議事録につきましては東京都のホームページに掲載されますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、本年 7 月 31 日に開催いたしました前回第 3 回の本委員会以降、新たに御就任いただきました委員につきまして、資料 1 の名簿で御紹介させていただきます。

栗林のり子委員でございます。

○栗林委員 栗林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 ありがとうございました。

申し訳ございません。これから審議に入りますので、カメラの撮影につきましてはここで御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○少子社会対策部計画課長 それでは、この後の進行につきまして、松原委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○松原委員長 お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。今期第 4 回目の本委員会になります。本日も幾つかの議題が用意されております。皆様の御意見等を

伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まずは報告事項になります。本年3月に発生しました虐待事件につきまして、児童虐待死亡事例等検証部会で検証を行いました。その結果について事務局から御説明をお願いいたします。

○少子社会対策部家庭支援課長 それでは、事務局から御説明させていただきます。

皆様、御存じのとおり、本事例に関しましては香川県と東京都の複数の関係機関が関与しておりまして、香川県の検証委員会と東京都の部会で情報を共有し、合同検証会議の開催も含めて、一連の事実関係を両者で確認をしながら検証を進めてまいりました。また、国の検証委員会の報告が10月に公表されておりまして、その内容も踏まえております。

その上で、香川県内の各機関が東京都内の各機関に本事例の情報提供を行う判断に至った平成30年1月ごろから事件が発生した3月2日までの関係機関の対応につきまして、本検証部会で検証結果としてまとめていただきましたので、詳細を御説明させていただきます。資料3-1の概要版に沿って御説明させていただきます。

本事例の概要でございますが、A県の児童相談所が2回の一時保護を行い、その後、一時保護を解除し、児童福祉司指導措置という形で在宅指導をしておりましたが、東京への転居に伴い、1月4日付けでその児童福祉司指導措置を解除しております。

東京におきましては、子供家庭支援センターにつきましては、平成30年1月17日にC区がB市からの一報を受け、また都の児童相談所につきましては、同月29日にA県児童相談所から一報を受けて、本家庭へのかかわりが始まっております。そして、転居後、都の児童相談所及び子供家庭支援センターとも本児の安全確認ができないまま、3月2日に本児が救急搬送、その後死亡が確認されているという内容でございます。

主な課題と改善策でございますが、まず、「(1) 転居前後での関係機関のケースの引継状況等について」です。この部分は香川県と合同で検証を行っております。まず、「ア 児童相談所間の引継状況について」の問題点・課題でございます。1つ目として、A県児童相談所は、転居に伴い児童福祉司指導措置を解除し、引き続きの継続指導としておりましたが、その事実について記録等への記載がなく、東京都の児童相談所は情報提供として受け取りました。一方で、A県児童相談所は移管として処理をしていたため、児童相談所間の認識にずれが生じたこと。2つ目として、A県児童相談所がアセスメントシートを作成しておらず、けがの状況等、客観的に情報を確認できるような記録や写真の添付がなかったこと。3つ目として、ケースの経過記録についても要点が不明確で、十分に東京都児童相談所のほうに伝わらなかったこと。4つ目として、都の児童相談所は、A県児童相談所から引き継いだ資料の「けが自体が軽微なもの」という見立てにとられ、支援的なかかわりを継続することが必要と判断したこと。そして、5つ目として、都の児童相談所は、A県児童相談所から送付された経過記録をもとに再アセスメン

トを行わなかったと同時に、アセスメントシートや写真など不足している情報を求めなかったこと。以上が、課題として挙がっております。

これらの問題点・課題に対する改善策です。移管する場合の全国ルールや運営指針に基づいた手続の徹底と、その場合の対面による引継ぎや同行訪問の実施、アセスメントシートや写真等の必要な書類の添付すること。転居先の児童相談所は、転居したケースを受理した場合には、自らアセスメントをし、足りない情報を必ずもらうこと。提供された情報の中で、頭部や顔面、腹部等の受傷歴がある場合や、一時保護歴がある場合、保護者が虐待行為を否認していたり、転居先への引継ぎを拒否している場合などは、特にリスクが高いケースと評価をして対応することが必要という改善策をいただいております。

おめぐりいただきまして、「イ 関係機関の関わりについて」の問題点・課題です。A県につきましては、転出に係る情報共有は各関係機関で行っていましたが、各機関がどのようにリスクを捉え、どの情報をいつ引き継げばいいのかというところの情報共有がされておらず、引継時期やリスク評価に差が生じていること。C区子供家庭支援センターにつきましては、母子の転入の確認ができず、B市から情報提供書も届いていなかったため、児童相談所と情報共有を行わなかったこと。また、B市からC区保健機関には、子供の健康状態に関しては引継ぎがあったのですが、家族関係に課題のあるステップファミリー等、家族像や母子関係等を伝えていなかったこと。A県児童相談所が警察に転出に関して情報提供をしていなかったことが挙げられました。

そうした問題点・課題に対して、リスクの高いケースは要対協などを通じまして、それぞれの立場から主体的に情報提供をすることが必要などの改善策をいただいております。

次に「(2) 引継ぎを受けた以降の対応状況等について」です。ここからが東京都へ転入後の状況になります。まず、「ア 児童相談所の対応について」です。問題点・課題として、A県児童相談所からの連絡を受けた後、都の児童相談所は緊急受理会議を開催して自らの判断で虐待ケースとして受理をしておりますが、48時間以内の安全確認を行っていなかったこと。都の児童相談所は、C区子供家庭支援センターから家庭訪問をする旨の連絡を受けた際に、まずは児童相談所が行くので子供家庭支援センターは待つようにと伝えておりますが、子供家庭支援センターがどのような評価をもって家庭訪問を急ぐのかを確認していなかったこと。児童相談所が家庭訪問を行った際、実母が拒否的な対応を示したことから、保護者との関係づくりに支障が出ると考え、本児の確認に至らなかったこと。そして、その後も、2度目の家庭訪問を行わず、安全確認の方策を検討しなかったこと。また、本児を確認できなかった後もアセスメントを見直すことをしなかったことが挙げられました。

これらの問題点・課題に対しての改善策として、子供の命が最優先であり、安全確認を必ず最初に行わなければならないというところで、48時間ルールを徹底すること。

転居ケースにつきましても、住民票が異動されていなくても、児童相談所と子供家庭支援センターは速やかに情報交換をして、改めて区と児童相談所の合同アセスメントをすることが必要だということ。転居に伴ってリスクが高まるということを念頭に、速やかに再アセスメントを行い、その結果に応じてより高次の援助方針へ見直していくことが必要というような御意見をいただいています。

続きまして、「イ 子供家庭支援センター及び保健機関の対応について」の問題点・課題でございますが、C区子供家庭支援センターにつきまして、家庭訪問を児童相談所より待つようにと言われた後、判断待ちになってしまい、児童虐待に対応する機関、要対協の調整機関として十分対応することができなかつたこと。C区保健機関につきまして、虐待については子供家庭支援センターや児童相談所が主担当として行うという認識から、自らが母子保健の立場から主体的にかかわることができなかつたこと。そして、一時保護の具体的なイメージや危機感を持つことができなかつたということが挙げられました。

これに対する改善策として、子供家庭支援センターは、児童相談所が主担当として対応している場合でも、児童相談所との情報共有を徹底し、援助方針に疑問がある場合は児童相談所に意見を伝えることが必要だということ。保健機関は、児童の健康状態の確認にとどまらず、家族の養育機能やDVの視点なども含めたアセスメントを丁寧に行う必要があり、日ごろから児童相談所等、さまざまな関係機関と連携を図って、一時保護等の行政権限等について研修や要対協の事例検討を通じて理解をしていくという御意見をいただいております。

おめくりいただきまして、「ウ 共通する問題点」としては、転勤等の合理的な理由がなく転居する場合は、転居前の諸機関から逃れようとしている可能性があり、リスクを高める要因であることを十分に理解していなかつたという点が、問題点・課題として挙げられており、改善策として、転居の場合、新たな社会資源を必要とする点、家族が孤立するなどのリスクが高まる等の視点からリスクを判断していくことが必要であるとの御意見をいただいております。

以上の問題点・課題と改善策を踏まえまして、3つの提言をいただいております。まず【提言1】、「児童の安全確認を最優先に考え対応すること」です。具体的には、児童相談所の48時間以内の児童の安全確認、48時間以内に安全確認ができない場合には、「安全確認行動指針」に則り、適切かつ迅速に児童の安全確認を行うことの徹底すること。児童の安全確認が児童相談の全ての援助活動において最優先することを改めて認識し、法的対応の活用などを積極的、迅速的に行うこと。緊急受理会議や緊急安全確認会議などを通じて、リスクアセスメントを的確に行うこと。児童相談所と子供家庭支援センターの情報共有とアセスメントを行い、安全確認を行うこと。警視庁と締結した「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」に基づいた警視庁との情報共有を徹底することなどについて、提言をいただいております。

次に【提言2】、「転居ケースについて、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、全国統一のルールに基づく移管等の手続を徹底すること」です。具体的には、移管又は情報提供に当たり児童相談所運営指針を改めて確認し、徹底すること。ケースを移管、情報提供する場合は、その評価を客観的、的確に必ず伝えること。写真等、必要な情報については必ず添付をすること。移管又は情報提供を受けた児童相談所は自らの視点で再アセスメントを行い、最悪な事態まで想定したソーシャルワークを主体的に行うこと。そして、全ての関係機関は東京全体で子供を守るという意識のもと、緊急性や重症度が高いと判断される事例については、移管等の手続を待たずして迅速に対応することという提言をいただいております。

【提言3】は「児童相談所、子供家庭支援センター及び保健機関等関係機関の連携・協働を一層進めるとともに、さらなる虐待防止に努めること」です。具体的には、児童相談所及び子供家庭支援センターが相互連携のもと、地域の子供やその家庭を支援すること。協働・連携に当たっては、「東京ルール」の徹底をすること。各関係機関は、それぞれの機能や役割を認識し、連携しながら主体的に動くこと。東京都は、児童相談所職員の増員や、働きやすい環境整備に着手に取り組むこと。また、アセスメント力の強化を図り、児童相談所職員の資質の向上に努めること。子供家庭支援センター職員の専門性の向上や要対協の機能強化を東京都も支援をすること。そして、東京都及び区市町村は虐待防止に向け、体罰によらない子育ての重要性を広く啓発することという提言をいただいております。

最後に「国への要望」として、児童の安全を最優先に確保する観点から見直された児童相談所運営指針など、改めて全国統一ルールの周知徹底を図ることや、児童福祉司や児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムの構築をすること。そして、職員の専門性の向上のための方策を図ること。区市町村による子ども家庭総合支援拠点についての制度の充実を図ること。そして、区市町村の相談員の専門性向上のための方策を図ることという御意見をいただいております。

雑駁ですが、説明は以上となります。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、部会長をお務めいただきました大竹委員から、補足で御説明をお願いいたします。

○大竹委員 ケースの内容については、今、家庭支援課長より説明がありましたので、私は、この検証を通しての感想等、お話をさせていただきたいと思います。

今回は、県と都をまたがる転居ケースであったということから、転居元である香川県の検証委員会と情報を共有して、合同検証会議の開催を含め、一連の事実関係を両方で確認しながら検証を進めてまいりました。これは東京都においては初めての試みであり、国の検証においても自治体をまたがるケースとしては初めてであったということから、検証のあり方というものについても、今回の取組みは一つの役割を担ってきたのではない

かと思っております。

特に、今回、都と県において、それぞれ検証するに当たっては、検証委員会及び検証部会にオブザーバーとして全て事務局が参加をし、その内容をそれぞれの委員会に持ち帰って報告するというような取り組みをしております。これも一つのあり方を示したと思っております。

そして、検証を終えて改めて、児童相談所運営指針や全国ルールなどに則った手続や対応が迅速かつ丁寧に行われたならば、本児は亡くなることはなかったと思っております。

今回の事例に限らず、これまでの検証を振り返ると、ルールを全て守っていればこの悲しい虐待死というものがなくなるということではありませんけれども、虐待死に至ったケースは、これら全国ルールであるとか、ガイドラインであるとか、そういったものが徹底されていなかったというのが概ね共通しているところであります。ですから、もう一度この全国ルール等を含め、徹底を図っていただければと思っております。

また、都には、この報告書でまとめた改善策や提言を踏まえ、再びこのような痛ましい事例が繰り返されないよう、速やかな、かつ着実な取り組みをお願いするとともに、今回の報告書においては、課題、改善策のみならず提言という形でもまとめておりますので、この提言にも取り組んでいただければと思っております。

最後に、子供の命を東京全体で守るため、区市町村との連携を一層深め、東京が一丸となった新たな児童相談体制が構築されることを期待したいと思っております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

本報告書の全文は資料3-2で配付されております。その1ページ目、「はじめに」のところに、東京都がどの部分を担って検証をしたかという図が一番下についておりますので、御参考にしていただければと思っております。

それでは、少し各委員からの御発言もいただきたいと思っております。どなたでも結構です。いかがでしょうか。どうぞ。

○柏女副委員長 検証して下さった委員の方々に心より敬意を表したいと思っております。

私から1点伺いたいのですけれども、概要版の2ページ目の「(2)引継ぎを受けた以降の対応状況等について」にある、「ア 児童相談所の対応について」の2つ目ですけれども、都の児童相談所はC区子供家庭支援センターが家庭訪問をしようとするのを待つようにということを伝え、C区はそれに従ったということですが、その下の「イ 子供家庭支援センター及び保健機関の対応について」の1番目の改善策に、「児童相談所が主担当として対応している事例であっても、」と記載があるということは、主担当を東京ルールか何かで決めるということになるのでしょうか。C区の対応は、主担当たる児童相談所が待てと言え、待つことが東京ルールに従ったことになるのでしょうか。それについて教えていただきたいのです。

- 松原委員長 これは事務局からのほうがいいですね。
- 少子社会対策部家庭支援課長 東京ルールで主担当を固めるということは決まってはいるのですが、今回の場合は、A県児童相談所から直接連絡を受けて、都の児童相談所が引き継ぎの支援が必要だと判断し、受理をしたことから、まずは児童相談所が家庭訪問をしていくということで、主担当と決めたようです。
- ただ、今回、C区子供家庭支援センターに家庭訪問を待つように伝えたというところにつきましては、A県の児童相談所から、まず親御さんに対して、東京に引っ越したので今後は都の児童相談所がかかわるという連絡をしていただくということであったので、まずは都の児童相談所が先に行くという対応にしたということが事実のようです。
- 東京ルールでは、主担当が決めてあっても、きちんと情報交換をしてケース対応をすることには変わりはありません。
- 柏女副委員長 C区は都の児童相談所が知る2週間前に事例を知っているわけですね。
- 少子社会対策部家庭支援課長 はい。
- 柏女副委員長 だから、それで家庭訪問をしようとしていた。最初的时候にはまだ転居が確認できてなかったのが少し待ったとしても、C区は別に児童相談所が待てと言っても、それに従わずに自分たちの区の子供なのだから家庭訪問するということはあってもよかったということですね。
- 少子社会対策部家庭支援課長 はい。それはあってもよかったです。
- 柏女副委員長 そうすると、そこは東京ルールか何かで決めておかなくてもいいのでしょうか。これからも、両方とも引いてしまったり、両方とも行ってしまったり、あるいは一方が行くのならばこっちはやめておこうというようなことがまた起こり得るのではないかと思います。高齢者や障害者の場合は虐待に対応する機関は1つなので、そう問題はないのですが、児童の分野だと児童虐待は都と区の機関の両方が対応することになっていますので、これはどっちかがちゃんとやるように決めておかないと、あるいは両方やってもいいということをしておかないと、また同じことが起こるのではないかと思います。
- 少子社会対策部家庭支援課長 貴重な御意見ありがとうございます。現在、東京ルールにつきましても、改正の検討を始めておりますし、要対協をうまく活用し、児童相談所と子供家庭支援センターと他の関係機関がきちんと要対協の場で情報交換をするというのが大前提だと思っておりますので、そこも含めて改正の検討を進めていきたいと思っております。
- 柏女副委員長 ぜひ支援の隙間ができないようお願いしたいと思います。
- 松原委員長 ほかにいかがでしょうか。あるいは、部会に参加していただいていた委員の方でも補足発言があればいただけますか。
- 大竹委員、どうぞ。
- 大竹委員 今の点の補足なのですが、検証部会のヒアリングでも出てきたのですが、子

供家庭支援センターと児童相談所との関係において、お互い対等な立場ではあるのだけれども、子供家庭支援センターの意識の中にまだ児童相談所の決定というものを重く受けとめてしまう傾向がありました。そうではなくて、各関係機関が対等な関係の中で、例えば子供家庭支援センターとしてのアセスメントがしっかりなされているなら、要対協などの場で、児童相談所の判断はそうであるけれども、こういう根拠からこうではないかというような対等な意見のやりとりができると思っております。報告書にある改善策や提言は、そのような趣旨で記載しております。

以上です。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○駒村委員 非常に悲惨な事例でありますので、二度と起きないように、検証部会も丁寧に検証されたのだと思います。

改善策も実現可能なものだろうと思うのですが、ちょっと確認させてもらいたいのですが、本事例のように自治体をまたいで転入してくる移管ケースは年間どのぐらいあるのかということと、逆に東京都から転出するケースは年間どのぐらいあるのか。児童相談所のキャパシティや、対応できる環境がちゃんと整っているのかということを確認したいと思います。

それから、3ページ目に転勤等の合理的な理由がなく転居する場合はハイリスクケースの可能性があるとして書いてあるのですが、転居の理由はどうやって把握するのかと思ったのですが、先ほどの転出入するケースの中で、このようなハイリスクケースがどのくらいあると把握されているのかを教えてくださいました。

以上です。

○少子社会対策部家庭支援課長 他の自治体から東京都への転入ケースの件数については把握しておりません。平成29年度の虐待対応件数の中で、他の児童相談所から受けた件数が大体270件ありますが、その中には、他自治体からの転入ケースと東京都内での転居ケースが含まれています。

転出ケースについても、の把握しているものはない状態です。

○松原委員長 ということは、転居の理由が合理的でないというのは、転居することを把握して訪ねていってお話を聞いたときに、特に転勤ということがないということで、理由がわかるということですね。その家族が転居の理由を必ず告げて地元を去るわけではないので、やはり訪ねていって話を聞いてみないとわからないのですが、リスクの一つだということになると思います。あるいは、今回のケースなどで言うと、理由をはっきり言わないで引っ越しているケースもありますけれども、現実としては、ふといなくなってしまうケースのほうが多いかもしれないですね。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○北井委員 非常に大事な問題として、リスク評価が必要だということがあるのですが、それをチェックするシートみたいなものをつくってはいらっしゃるのでしょうか。

- 少子社会対策部家庭支援課長 つくっておりますけれども、今回のケースについては、A県児童相談所の引き続き支援が必要なケースという評価をそのまま受け取って、A県と同じ支援を行うという方針を立てたというところで、リスク評価を改めてしていなかったということになります。
- 北井委員 では、今後もそのシートを活用していくということになるわけですね。
- 少子社会対策部家庭支援課長 はい。引き続き活用いたします。
- 北井委員 わかりました。よろしくお願いいたします。
- 松原委員長 それでは、よろしければ、議題が幾つかありますので先へ進ませていただきたいと思えます。

続きまして、審議事項に入ります。1つ目は、前回の第3回本委員会において、児童虐待防止等に関する都の条例策定に向けて骨子案を検討するための専門部会を設置させていただきました。その後、部会において検討を重ねてこられたということで、その結果について事務局から御報告をお願いいたします。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、子供・子育て計画担当課長、園尾より御説明させていただきます。

資料は4-1をご覧ください。本資料は、条例に盛り込む内容の概要を記載しております。条例の全体像をお示しするものでございます。前回の第3回本委員会では、網かけの箇所であります「総則」、「未然防止」、「早期発見・早期対応」などの6つの事項のみお示しし、条例策定に当たり、都が特に意識して記載したいと考えている事項の例を御説明し、委員の皆様にご審議いただきました。特に資料には記載はございませんが、その後、7月から3回にわたりまして専門部会において御審議いただき、その中では関係者ヒアリングも行いました。

部会での審議を進める間の7月には、条例の基本的な考え方を公表いたしまして、パブリックコメントにより都民の皆様から335件のさまざまな御意見をいただいたほか、区市町村との意見交換を実施した結果を第3回部会の審議では紹介させていただき、それらの意見を踏まえて改めて御審議いただきました。磯谷部会長からは部会の中で御発言がございましたが、現場の実態を踏まえた実効性のある条例となるよう検討を進めてまいりました。

こうしたことを踏まえまして取りまとめた具体的な内容が、資料4-2となります。資料の右側に記載しております「項目の例」が今後条文になってくる部分で、左側にその条文に盛り込む考え方や方向性を記載してございます。時間の制約がございますので、一部を抜粋して御説明させていただきます。

まず、条例の【目的】でございますが、この条例は子供を虐待から守り、健やかな成長を図るために、行政、都民、保護者、関係機関などの責務を明らかにし、虐待防止の取り組みを強化することが必要であり、また、虐待防止法や児童福祉法の趣旨を踏まえまして、子供の権利利益の擁護と、健やかな成長を図ることを目的としております。

【定義】の中の3つ目の★印の箇所ですが、平成7年度から都が独自に事業開始し、区市町村とともに進めてきた子供家庭支援センターを定義の中に明記し、都内の児童相談体制の車の両輪を成す児童相談所と子供家庭支援センターとの連携・協働を今後も一層進めていくため、また、一層都民の理解を深めるために明記し、この後、【連携・情報共有】の項でも、役割分担や連携・協働の考え方を記載したいと考えております。

【基本理念】では、既に同様の趣旨が法で規定されているものの、子供が権利の主体であり、意見の尊重や、安全・安心、最善の利益を最優先にする認識を共有し、社会全体で虐待防止を進めるため、改めて明記し、虐待は子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するため、社会全体で防止すること。また、子供の成長、年齢等に応じた意見の尊重や、子供の安全や安心、最善の利益を最優先することを記載したいと思います。

おめぐりいただきまして、【責務】の中の2つ目の★印でございます。しつけと称して正当化することがないように、保護者による体罰等の禁止を明記することとしております。民法では、親権者の子供に対する懲戒権が規定され、その行使として体罰もあり得るとの解釈例もある一方、平成28年度の児童虐待防止法改正では、参議院の附帯決議といたしまして、体罰によらない子育てを啓発することとされ、その後、厚生労働省は「愛の鞭ゼロ作戦」として、体罰等によらない子育てについてキャンペーンを展開しており、法改正には至らなかったものの体罰禁止の考え方をとっていることや、当該キャンペーンの資料では、体罰・暴言は子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすなどの研究や調査結果が紹介されているところでございます。条例案検討の専門部会でも多くの時間を割いて御審議いただき、パブリックコメントや区市町村の意見交換による意見を踏まえて記載しております。

委員の皆様のご意見の一部を御紹介いたしますと、体罰禁止の規定を設けるべき、しつけとして罰を与えるという文化に焦点を当て、そこから脱却すべきことを明確にするため、体罰または罰という文言を盛り込むことが重要であるとの御意見や、さきに報告がありました児童虐待死亡事例等検証部会報告書の中で、虐待防止に向けて体罰によらない子育ての重要性について広く啓発に努めることと、提言をいただいているところでございます。

また、区市町村からは、児童相談対応の現場の意見として、区市町村や児童相談所から、保護者が虐待行為をしつけであると抗弁し、不適切な養育行為を改めようとしないうちに歯止めをかける根拠が必要であり、体罰禁止を明記すべきなどの意見がございました。これらの意見や提言を踏まえまして、都として明確に体罰禁止を規定したいと考えております。

具体的には右側、「保護者の責務」の2つ目のポツでございますけれども、「子供のしつけに際して、体罰又は品位を傷つける形態による罰を与えることの禁止」としております。その下、「未然防止」の箇所では、右側一番下の○で、妊産婦健診や乳幼児健

診は妊産婦や子供の健康保持、増進のみならず、虐待の未然防止に資することも踏まえ、区市町村が行う健康診査の受診勧奨に応じる保護者の責務を記載してございます。

おめくりいただきまして、「早期発見・早期対応」の【通告しやすい環境づくり】に、虐待通告は子供の安全確保のみならず、子育ての困難さを抱える家庭や保護者への支援の契機となることを周知し、通告しやすい環境等を整備することを記載しております。

その下、【子供の安全確認】の箇所では、子供の安全を最優先にする観点から、安全確認を速やかに行うことが必要であるため、右側の一番上の○ですが、通告を受けたときは児童相談所や子供家庭支援センター等は速やかに子供の安全確認をすることとし、後段2行の、ほかの児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合の部分については、さきの死亡事例検証結果を受け、児童相談所の区域を超え、また区市町村の区域を超えて転居したケースについて引継ぎを受けた場合や、児童相談所が虐待と判断した場合も同様に、速やかな安全確認をすることを明示的に規定したいと考えております。

おめくりいただきまして、【児童相談所等の調査】の2つ目の★印ですが、虐待防止に係る情報は、集合住宅の管理会社やスーパー、コンビニなどの一般民間事業者も有しており、条例で児童相談所等が情報提供を求めることを規定することで、民間事業者が個人情報保護法の規定を適用して情報提供できる明確な根拠を強化したいと考えております。

【連携・情報共有】の右側、一番上の○で、今回、本年3月に発生した児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、「児童相談所間で事案の移管を行う場合、その緊急性又は重症度に応じ、的確に引継ぎを実施」としているところでございます。

おめくりいただきまして、中段の「社会的養護・自立支援」のところ、法改正の内容等や、社会的養護のもとで育った子供等の社会的自立のため、都民の理解促進が必要であることから、社会的養護の充実を図るため、里親制度の普及啓発、里親等委託の促進や、社会的養護のもとで育った子供等への理解、円滑な社会的自立のため、必要な普及啓発、アフターケアを含む支援の実施を盛り込みたいと考えております。

おめくりいただきまして、「人材育成・その他」の項目の【人材育成等】に、虐待対応の専門機関として困難ケースに対応するため、児童相談所職員や、地域で子育て家庭を支え、虐待を防止し、早期発見・早期対応するための職員の人材育成が必要であることから、専門的知識及び技術を有する職員の育成や研修等の実施について記載しております。

本日、皆様からいただく御意見を踏まえまして、今後、さらに条例骨子案を検討してまいりたいと思います。事務局からの報告は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、部会長をお務めいただきました磯谷委員のほうから、補足をお願いいたします。

○磯谷委員 今、事務局からもお話がありましたけれども、短期間に3回の会議を持ちま

して、所属をした委員の方々に大変熱心に御議論いただきました。部会長として改めてお礼を申し上げたいと思います。加えて、これもまた先ほど事務局からお話がありましたが、途中でパブリックコメントを実施したところ、都民の方々などから多数の御意見をいただきまして大変参考になりました。これもお礼を申し上げたいと思います。

私どもとしましては、今回の非常に悲惨な事件も踏まえまして、東京都が虐待防止に一層コミットする姿勢を明確にしていきたいと考え、さらに児童虐待防止に関する条例というのが、もう幾つかの自治体で先行してございますけれども、さすが東京都と言われるような内容にしたいと考えて議論を進めてまいりました。

その中で、先ほど事務局からも随分時間を割いてくださって御説明いただきましたけれども、特に体罰禁止のところは我々もかなり踏み込んで議論をいたしました。もとより体罰禁止というのは、体罰をしたら何かペナルティーがあるということではございませんので、そういう意味ではメッセージ性が中心になる規定だろうと考えております。ただ、都民の方々に体罰に頼らない子育てを一層推進していく姿勢というのを東京都として見せる。それも、地方自治体における最も高度な規範である条例という形で示すということは非常に意義があり、また画期的であろうと思います。

御承知のとおり、来年は国連の「子どもの権利条約」が採択され発効して30周年という記念すべき年でもあり、そういう意味で東京都がもしこういった条例を制定することになれば、国際的にも評価をされるのではないかと考えております。

それ以外にも、御説明いただいたので詳細は避けますけれども、個人的には社会的養護のもとで育った子供たちが温かく社会で育まれて迎え入れられるということが大変重要であると考えておりますところ、そういった趣旨の条文もぜひ入れてほしいということ。それから、まさに本日も報告がございましたが、児童虐待死亡事例等検証結果について、時に言いつばなし、出しつばなしになってしまうことがありますけれども、検証結果もきちんと生かした形で児童福祉行政をやっていただきたい、東京都だけではなく、東京都の中のさまざまな自治体とか民間団体も含めて生かしてほしい、そういう趣旨の規定も盛り込んでございます。

部会長としても、本当に短期間の中でよくここまでまとめることができた、これは本当に先ほどの委員の方々の御尽力と、加えて申し上げると、事務局が本当に短期間で頑張ってくださいと思いますので、この点につきましてもお礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

この部会には、本日御出席の委員でいいますと大竹委員、藤岡委員、山下委員に入っております。部会の委員として何か補足がおありになれば、どうぞ。大丈夫でしょうか。

それでは、他の委員の方々からも御意見を伺っていきたいと思います。いかがでしょ

うか。どうぞ。

- 北井委員 3 ページに、「虐待通告を受けたときは、児童相談所長や区市町村長は、速やかに、子供の安全を確認」と書いてありますけれども、この速やかにというのは大体どのぐらいの期間を想定されていらっしゃるのでしょうか。
- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 「児童相談所運営指針」では48時間以内とすることが望ましい、とされているところでございます。
- 北井委員 一応48時間ということですね。わかりました。
- 松原委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 柏女副委員長 短い期間にしっかりと御議論いただいでいて、感謝を申し上げたいと思います。

私からは子供家庭支援センターとの関係ですけれども、先ほども申し上げたのですが、子供家庭支援センターは区市町村の機関であるにもかかわらず、東京都として関係機関等の中にも含めず、特出しをした上で、幾つか踏み込んだ記述をしていらっしゃるのとはとてもいいのではないかと思います。これをさらに一歩進めて、これは区市町村との関係もあるので難しいのかもしれませんが、子供家庭支援センター自体のあり方、児童相談所のケース移管のあり方のことはここに触れてありますけれども、子供家庭支援センター間のケース移管のあり方等について踏み込むことは難しいのでしょうか。ここまで子供家庭支援センターのあり方について情報提供を書き込もうとしていらっしゃるのであれば、子供家庭支援センター間のケース移管についても記載できるのではないかと思ったのですけれども、ここは区市町村との関係で難しいのでしょうか。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 対等な自治体である区市町村について義務を課するような規定は困難であることから、都の条例で規定するのは困難であるといわれており、規定することは予定しておりません。条例は、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めるものであるため、先生の御意見については施策の中で検討していくことになろうかと思えます。
- 柏女副委員長 ありがとうございます。

重ねてすみません。4 ページの上の【児童相談所等の調査】のところで、子供家庭支援センターを主語にして情報提供をすべきだとか、依頼はできるような形になっているので、ここまで踏み込むのであれば、子供家庭支援センター間のケース移管についても書き込めるかなと思ったものですから、できる限りのことを区市町村とも協議しながらやっていただくといいかなと思えました。

以上でございます。

- 松原委員長 ぜひ参考にして御検討いただきたいと思えます。

こういった御提案でも結構ですので、いかがでしょうか。お願いいたします。

- 栗林委員 2 ページのところですがけれども、未然防止は大変大事な取り組みでございます。そこで、普及啓発のところですがけれども、予期しない妊娠等に至らないための必要

な情報提供ということで、学校、放課後等の場所を活用するということがございますが、性教育とかそういったところに一步踏み込んで、しっかりそういった教育を取り組んでいくというような理解でいいのか、またそれが必要と感じております。

また、全体的に、今、このような案が出てきたところで、現場でさまざまな取り組みをしていらっしゃる方たちからヒアリング等で、広く意見を伺うような機会を今後持つ予定はあるか、その2点をお聞きしたいです。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 これまで区市町村との意見交換を行ってまいりました。また、社会的養護を担う施設長の方たちとも会議の中でも意見交換をしてまいりました。また、部会の中でも関係者ヒアリング等、さまざまな機会を通じて意見交換、情報交換を行ってまいりました。今後も、区市町村との意見交換を実施し、重ねて検討を進めてまいりたいと考えております。

○松原委員長 未然防止のほうは。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 部会の中でも、普及啓発のところについては学校が重要であるという御意見をいただいているところでございます。その点については、今も既に学校を通じて普及啓発、情報提供をするなどしておりますけれども、先ほどお話のあった予期せぬ妊娠というところについては、今後施策の中で検討していくことになろうかと思えます。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○駒村委員 体罰防止を明確に書いていただきまして、大変な進歩だと思います。5ページの社会的養護から退所をする子供たちへのアフターケアというところでありませけれども、ここは具体的な何かを充実するということの議論されたのか。これはもちろん行政の責務としてアフターケアを充実するという趣旨だと思うのですが、どういうことを具体的に今後想定されているのかというのを教えていただきたいと思えます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 条例は施策の基本となる事項を定め、方向性を示すものでございまして、具体的には施策で実施していくもの、既にさまざまな取り組みを実施しているところについて記載しているところでございます。

○松原委員長 各区でもいろいろ取り組みをされているし、市町村でもあるかと思えますが、東京都全体で施策が形成できるかどうかということについても、条例には書けないでしょうけれども、施策として御検討をしていただくことになるのかなと思えます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 東京都市長会を代表して委員に選ばれていますので、少し申し上げたいと思えます。

子供の虐待を防止する、こういったものを東京都で条例化することについては、反対するものではなく大賛成です。都の権限に属することを都が条例化して進めるという部分については全く異論がないわけですが、一点、先ほどの子供家庭支援センターの一步

踏み込んだ考え方は非常に疑問がありまして、今回の条例化については非常に拙速感が否めません。このような類いの条例は、理念条例で終わってはいけないということがありますので、前回にも、より実効性のある条例とするためには、きちんとした権限の明記、そして実効性が担保されるような規定も必要ではないかということをご提案しました。

ですから、今回の条例の中に子供家庭支援センターの役割を位置づけるのであれば、都と市町村とのちゃんとした協議を経て、時間をかけて役割分担などをしっかりと位置づけないとならないのではと考えています。それについてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 まず1点、条例は、自治体の最たる規範ですが、児童相談体制については、まず児童福祉法や児童虐待防止法の中でさまざまな権限等が与えられている部分がございますので、法を超えて盛り込むことは困難な部分がございます。

子供家庭支援センターにつきましては、平成7年度から都が独自に事業を開始し、区市町村とともに、都の児童相談体制の車の両輪として取り組んできたものとして今回、都の条例で明確に位置づけ、一層の連携、協働を進める趣旨で盛り込んでおり、法を超えて区市町村に新たな義務等を課すものではございません。御意見については承って検討してまいりたいと思っておりますが、この条例は都の条例ですので、東京都を主語に書かせていただいております。

- 松原委員長 市町村の代表として出ていらっしゃる委員の御意見でございましたので、また参考にしていただければと思いますし、やはり実効性を持たせるということで言えば、丁寧な討議と合意が必要なのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論の結果も踏まえて、今後条例骨子案の作成を進めていただければと思います。皆様、条例をつくることについては賛成だとおっしゃってくださっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今期の東京都児童福祉審議会の提言の案でございます。これは専門部会において十分に議論を重ねてきた結果、今、お手元にありますように、「子育て家庭を地域で支える仕組みづくりー多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けてー」として取りまとめられたものでございます。

初めに、事務局から内容の説明をお願いいたします。

- 少子社会対策部家庭支援課長 では、御説明いたします。資料5-1が概要版、資料5-2が本文案となります。今回、「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」して、をテーマに、昨年9月7日から8回の部会を経て、今回、案ということでまとめていただいております。資料5-1の概要版をもとに御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の、「第1章 東京における現状」でございます。「1 子育て家庭を取り巻く状況」につきまして、「(1) 妊婦や出産に関する状況」では、合計特殊出

生率の低さや、子供を持つことが不安と回答した割合が増加をしているということを記載しております。「(2) 子育て家庭の状況」では、都内の高い核家族率や増加する共働き率、そして相対的貧困率の高さや子育て不安感などがある状況を記載しています。

「(3) 障害児支援の状況」では、平成24年の児童福祉法改正に基づく障害児通所支援サービスとしての児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所数や利用実績が増えているという状況を記載しております。また、「(4) 児童虐待の状況」では、児童虐待の対応件数も増加しているのが現状を記載しております。

おめくりいただきまして2ページ目、「2 子育て家庭への支援の取組の状況」についてです。まず「(1) 母子保健」として、母子保健法改正による児童虐待防止対策との連携強化、都におけるゆりかご・とうきょう事業等の実施、「(2) 子育て支援」として、子育てひろばやショートステイ等を行う区市町村事業や子供家庭支援センター事業の実施、また、「(3) 障害児支援」として、地域で安心して生活するための成長段階等に応じた支援の実施や、切れ目のない支援、「障害児・障害者地域生活支援3か年プラン」の作成とともに、児童発達支援センター等への設置者負担について、特別助成等を実施し、また、医療的ケア児への支援にも積極的に取り組む旨が記載しております。

次に、「第2章 子育て家庭に対する支援の課題」です。

1つ目の「1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化」ですが、「子育てニーズや課題を的確に把握するための方策について」では、母子健康手帳交付時や各種健診等を通じてニーズや課題の把握に努めているが、十分とは言えない状況である。予期しない妊娠等、妊娠期からの支援ニーズの把握が重要である。「妊娠期からの切れ目のない支援の方策について」では、産前・産後支援の取組については、地域によって未だ格差があり、支援が必要な家庭によりきめ細かなサービスが必要である。里帰り出産の場合の各自治体との連携の重要である。「人員体制や人員育成等の体制強化の方策について」では、区市町村の母子保健従事者等の人材育成を支援し、知識やスキルの向上を図る必要があるという課題を挙げております。

次に、「2 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実」のうち「(1) 支援を要する子育て家庭へのサービス充実」についてです。「子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化について」では、ショートステイ事業について、区市町村によっては保護者が利用しやすい仕組みになっていない。ファミリー・サポート・センター提供会員の質の向上の必要である。貧困家庭を支援する関係機関ネットワークの形成等が必要である。「地域の力を活用した子育てサービスの強化について」では、子育てひろばにおいて、地域全体で子供と保護者を支援する取組の拡大や、食を通じた交流の場の拡大の必要であると挙げております。また、「(2) 地域における障害児支援の充実」については、「地域における障害児支援の体制整備を進めるための方策について」として、発達の気になる子供を含む障害児やその家庭を支える仕組みや障害児等が一般的な子育て支援策を利用できる仕組みづくりの必要性を課題に挙げて

おります。

次に、「3 妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化」です。「妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携強化の方策について」として、支援が必要な子供の早期発見、専門支援につなげる体制強化や、障害の有無にかかわらず全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要であり、各分野の連携のほか、成長段階に応じた連携や、他の区市町村との連携の視点の重要性も挙げております。

4 ページに移りまして、「第3章 多様なニーズに対応した切れ目のない支援の強化に向けて」として、12の提言をいただいております。

母子保健分野につきましては、【提言①】から【提言③】の3つの提言をいただいております。【提言①】は「予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育て家庭のニーズや課題の適切な把握に向けた取組を強化すること」でございます。ゆりかご・とうきょう事業を通じた支援、妊娠届時の面談における有効事例の共有、乳幼児健診の受診勧奨に保護者が応じることを条例に規定するほか、区市町村の取組の支援、妊婦相談ほっとライン等の普及啓発など、具体的取り組みについて示されております。

【提言②】は「妊娠期からの切れ目のない支援の方策を充実させること」でございます。子供の健康相談室の利用可能時間の夜間帯への拡大やその周知、若年妊娠は予期しない妊娠の場合が多いため、区市町村による継続的な支援につなげることが重要であること、また、里帰り出産やハイリスク家庭等への切れ目のない区市町村と関係機関の連携に関する有効事例の横展開や、のりしろ型支援、両親学級等における各家庭への産後鬱の普及啓発を挙げております。

【提言③】は「妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化すること」でございます。ゆりかご・とうきょう事業の実績等を踏まえた切れ目のない支援体制の整備や、母子保健従事者や医療機関従事者への研修、人材育成、虐待の未然防止・早期発見のための知識等の向上の支援を具体策として挙げております。

子育て支援分野につきましては【提言④】及び【提言⑤】の2つの提言をいただいております。【提言④】は「子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援を強化すること」でございます。ショートステイ事業の強化等のほか、子供家庭支援センターへの経験豊かな虐待対応職員の配置や、要保護児童対策地域協議会の積極的な開催を行うための事務員の配置等の支援、地域の児童虐待への気づきの目を増やすことや、体罰によらない育児の重要性などが具体策として挙げられております。

【提言⑤】は「地域の力を活用した子育て支援サービスを強化すること」でございます。子育てひろばの地域支援の実施拡大や、「とうきょうチルミル」の拡大等を挙げております。

○障害児施策推進部障害児・療育担当課長 障害児・療育担当課長の田中でございます。

私からは、障害児支援分野の提言について説明をしたいと思います。

障害児支援分野につきましては、6ページの【提言⑥】から【提言⑨】の4つの提言をいただいております。

まず、【提言⑥】は「児童発達支援センターを中核としたインクルーシブな共生社会を目指した地域支援の体制を構築すること」でございます。方向性といたしましては、全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう支援をしていくべき。区市町村が整備する児童発達支援センターの機能強化の取組を推進していくべき。児童発達支援センター等の専門機関は、施設が持つ専門的機能を生かし、地域の中核的役割を果たす仕組みづくりが必要。児童発達支援センター等において地域支援の取り組みが行えるよう、センターでの地域支援の取組事例を紹介するなどの支援を行うべきなどの5点が示されたところでございます。

次に【提言⑦】は「一般的な子育て支援策への専門的なバックアップを行うこと」でございます。方向性といたしましては、保育所等を利用する障害児や医療的ケア児に対し、早期に専門的な支援を行うべき。保育所等訪問支援を全ての区市町村で、利用者が必要な支援を受けられる体制を構築していくべき。保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、事業の普及及び活用を推進していくべき。障害児通所支援事業所と教育関係機関との連携も重要であるということ。障害児通所支援事業所と保育所、幼稚園及び学校等教育機関との連携を進めていくべき。保育所等訪問支援については、児童発達支援センターにおける地域支援とともに進めていくべきなどの7点が示されたところでございます。

次に7ページとなります。【提言⑧】は「身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実を図ること」でございます。方向性といたしましては、障害児通所支援事業所の支援の質の向上に努めるとともに、医療的ケア児の受け入れが進むよう支援すべき。障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、地域の実情に応じた障害児通所支援事業所の整備をすべき。また、医療的ケア児の受け入れが進むよう、事業所に働きかけるとともに、看護職員等の配置が進むよう支援をすべき。障害児通所支援の看護職員配置については、国に対してインセンティブを効かせたメリハリのある報酬体系を働きかけるなどの5点が示されたところでございます。

最後、【提言⑨】は「障害児・家族を中心とした障害児相談支援の充実を図ること」でございます。方向性といたしましては、障害特性を踏まえた適切な支援内容や必要な知識等の情報提供及び相談対応など、家族に対する支援体制を強化すべき。相談支援専門員を育成するなど、障害児相談支援の機能を強化すべき。障害児相談支援事業所が、障害児通所支援事業所と関係機関との連携時に、マネジメントができるよう支援を行うべき。医療的ケア児が障害児通所支援事業所や保育所等の利用ができるよう、障害児相談支援事業所においても、医療的ケア児に関する研修を行うなどの支援を行うべき。また、国に対して、障害児やその家族に対する相談支援も含めた制度とするよう働きかけ

るべきなどの5点が示されております。

私からの説明は以上です。

- 少子社会対策部家庭支援課長 最後に「4 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化」につきましては、【提言⑩】から【提言⑫】の3つの提言をいただいております。

【提言⑩】は「妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携を強化すること」でございます。保健センター等の母子保健分野の情報を子育て支援分野の支援に生かせるようなICTを活用した情報連携の検討、各分野に精通した専門人材の育成、配置に加え、保健所や子育てひろば等従事者が障害分野の知識を得るような人材育成などが挙げられております。

続きまして8ページ、【提言⑪】は「障害の有無にかかわらず、全ての子どもが一般子育て施策を利用できる環境を整備すべき」でございます。障害の有無にかかわらず全ての子どもが一般子育て施策を利用できる環境整備や、子育てひろば等における障害児、医療的ケア児支援の専門職の配置の推進、児童発達支援センター職員のひろば等への訪問による専門的バックアップの推進等が挙げられております。

【提言⑫】は「子どもの成長の各段階に応じて関わる機関同士及び転居前後の支援機関の間の連携など、切れ目のない連携体制の強化」でございます。子供の成長段階に応じた連携の重要性や、利用者支援事業等の活用を図り、ゆりかご・とうきょう事業や子供家庭支援センター等との緊密な連携による地域における包括的な支援体制づくりの推進や、先進事例の横展開、それから社会全体での全ての子どもを虐待から守る観点から、「児童虐待防止に関する条例」の検討の推進をすべきと示されております。

私の説明は以上でございます。

- 松原委員長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の副委員長でもあり、専門部会の部会長としてこの提言案の取りまとめに御尽力いただきました柏女副委員長から、補足の説明をお願いします。

- 柏女副委員長 1年間にわたって議論を進めてまいりました。御案内のように、高齢者や障害者の分野では地域包括ケアが進んでいるわけですけれども、子供の分野でそれをどう進めていったらいいのか、それを妊娠期からの切れ目のない支援という子供の成長に応じた縦向きの支援と、横の障害児支援、母子保健、子育て支援をどうやって包括的に進めていくのかということ、これは全て区市町村の取組になりますので、この区市町村の取組を都としてどのように支援できるかという観点からこの議論を進めてきました。

先ほど高橋委員のお話にもありましたように、これは区市町村の業務という形になりますので、余りここで理想的なシステムを例えば一つ提示して、どのような連携のあり方がいいのかということをやってしまいますと、今度は区市町村を縛ってしまう形になりますので、綱渡りのような、区市町村を縛りもせず、かつ区市町村を支援できるような

提言を示したいということで、割と尾根の上を歩くような形で議論を進めてまいりました。

具体的に東京都が動けるわけではありませんので、有効事例を集めて横展開すべきだとか、あるいはそれぞれの取組を支援することを中心的にやっていくべきだというような書き方になってしまっております。

それでも、さまざまな区市町村の取組が主体性を持って取り組めるようにするために、こういう支援があったらいいというものをそれぞれの分野、あるいは包括的に連携をするときの財政的な支援も含めて提言をさせていただきました。なかなか難しいところはあったのですが、一定の方向性は出せたかと思っております。

今後、この提言を都として区市町村の支援施策に結びつけていただくと同時に、区市町村で具体的な絵を描いてほしい。そして、その描いた絵をまた都のほうで吸い上げて、好事例として横展開を図っていく。こういう循環が行われていくことを願いたいと思っております。

私からは以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。長期間にわたって御議論いただきまして、一定の結論が得られたことの補足もいただきました。

皆様方の御意見等を伺ってまいりたいと思います。どなたでも結構でございます。いかがでしょうか。お願いいたします。

○磯谷委員 この内容自体は大変すばらしいと思っております。

少し論点がずれるかもしれませんが、東京都の中で、外国籍の子供たちについて何か議論があるのかというところがございます。報道等によると、東京都の中で外国籍の方の比率が非常に高まってきていて、特に一部の地域で外国籍の子供たちもかなり増えている状況がございます。国の政策としても、これから外国人の受け入れを増やしていこうということも言われていることを踏まえますと、やはりこの点については非常に大きな課題なのだろうと思えます。

しかし、海外のほうを見ると、外国籍の子供たちが社会に溶け込めないということで非常に大きな社会問題が生じている国々がある。そういったことを見るにつけ、やはり東京都としてもできるだけ早い段階で、外国籍の子供たちがどのように育つのか、社会に溶け込めるようなサポートを考えていく必要があるのだろう。

先ほどの御報告を伺うと、今回はそれに焦点を当てる趣旨のものではないのだろうと理解はしておりますけれども、もし何か議論があったら教えていただきたいし、またそうでなければ、ぜひ今後そういったテーマについても御議論いただけるといいのかなと思います。

○松原委員長 どうぞ、事務局のほうから。

○少子社会対策部家庭支援課長 委員の皆様から外国籍の子供のお話もちろん出ました。今回、この提言は、外国籍の子供に限らず、全ての子供たちに対してこうした支援をし

ていこうという観点からまとめさせていただいたということになります。

ただ、外国籍の子供を今後、国の政策も含めて、増えていくということは念頭に置いて東京都も施策を充実させていかなければならないと考えております。

- 松原委員長 大切な問題だと思います。なかなか居場所が学校の中に、あるいは地域の中に見つけれない子供たちに、実際に本学でも学習支援をしておりますので、よくわかりますので、これからぜひ議論をしていくべき課題だろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、提言案につきましては事前に事務局から送っていただきまして、各委員は読まれているという前提で、こういった提言については本日御出席の委員は是としていただいたという理解をいたしたいと思います。

それでは、特に修正点もございませんでしたので、この案を東京都児童福祉審議会の提言としての決定をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 松原委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、この場で、知事の代理として内藤福祉保健局長が御出席でございますので、局長に提出をいたしたいと思います。

(松原委員長から内藤福祉保健局長に提言を手交)

- 松原委員長 それでは、内藤局長のほうから一言御挨拶をお願いいたします。

- 福祉保健局長 改めまして、福祉保健局長の内藤でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政に、御理解、御協力を賜りまして、本当に心から感謝しております。ありがとうございます。

昨年7月に今期の審議テーマを決定して以来、松原委員長、柏女副委員長を初め、各委員の皆様、各部会の部会長の先生方、大変精力的に御議論をいただきました。本日、御提言を取りまとめていただきましたことを心から感謝申し上げます。

平成28年の児童福祉法等の改正によりまして、児童の健やかな養育のために自治体等が保護者を支援すべきことや、母子保健施策を通じて虐待の発生予防や早期発見に取り組むことが明確化されました。また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、保健・医療・福祉等の連携促進を図ることも規定されたところでございます。

こうした状況の中で、全ての子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを進めるため、母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の取り組み強化はもちろんのこと、各分野間の連携強化が必要不可欠でございまして、提言のサブタイトルにもありますように、「多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化」が求められていることを改めて強く感じているところでございます。

本日、御提言いただきました内容につきましては、東京都といたしまして、ぜひ今後の施策に反映させていきたいと考えております。あわせて、この提言については、関係

諸機関の方々はもとより、都民の皆様にも内容を理解していただくことによりまして、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

また、児童虐待防止の対応でございますが、先ほどご報告させていただきましたとおり、検証部会の御報告をいただきました。また、条例骨子案にかかわりますさまざまな御意見、御提言を頂戴したところでございます。私も7月に本役職に着任いたしましたが、この4か月、今回の本年3月に発生した事案を含め、広く児童虐待防止にどのように取り組んでいくべきかと日々悩んでいるところでございます。今回のこの審議会に参加させていただきまして、私自身は先生方のいろいろな視点、また部会等でのさまざまな御議論、御意見等を聞かせていただくことによって、全体としてどちらに向かっていけばいいのか、一つ確かな道筋を示していただいたと思っております。

今後、条例策定に向けましては、この後、条例骨子案の形で整理し、改めてパブリックコメントを実施させていただく予定です。また、先ほど高橋委員からも御指摘いただきましたように、大事なのは、東京都及び区市町村、いわゆるオール東京で子供をどうやって守っていくのか、二度と今回のような事例を起こさないために何をしていくのかということが問われていると思っております。さまざまな御意見等を拝聴しながら、結果として一步でも二歩でも前に進めるように、拙速はよくないと思うのですが、日々子供を取り巻く状況は変わっておりますので、迅速な対応をしていけるように関係諸機関等と密に連携をとりながら、東京都全体で、社会全体でという部分を特に強く見極めながら児童福祉行政を推進していきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも特段のお力添えをいただきたいと思っております。また、本当にこの間、貴重な御意見をいただきまして心から感謝しております。本当にありがとうございました。私からの御挨拶とさせていただきます。

○松原委員長 ありがとうございます。

皆様の御協力で、予定していた時間より少し早く終えることができます。御協力に感謝したいと思います。

最後に、事務局のほうから御連絡があればお願いします。

○少子社会対策部計画課長 ただいま決定いただきました提言につきまして、明日プレス発表をいたしたいと思っております。また、この後、冊子として印刷をいたしまして、完成次第、皆様のお手元に郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、今期の本委員会でございますが、緊急の案件がない限りは本日が最後の開催となります。委員の皆様には、この間さまざまな貴重な御意見、また御議論をいただきまして、ありがとうございます。事務局を代表しまして改めて厚く御礼申し上げます。

今後、いただきました御意見を踏まえまして、区市町村や関係団体、また民間事業者、さまざまな関係機関と密接に連携いたしまして、一体となって児童福祉行政を推進してまいりたいと思っております。委員の皆様には、今後とも特段のお力添えをお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○松原委員長 それでは、本日の東京都児童福祉審議会第4回本委員会は、今期最後の審議会になります。これで終了させていただきます。今期の皆様方の御協力、それから各部会の方々の御尽力に感謝して閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後8時11分